

941397



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 8

【根拠条文】 法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】 関東財務局長

ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

【氏名又は名称】 社長 持田 昌典

英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウイ、
ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】 平成17年10月7日

【提出日】 平成17年10月13日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 4名

【提出形態】 連名



第1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	エネサーブ(株)
会社コード	6519
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 大阪
本店所在地	大阪府大阪市中央区北久宝寺町2-5-9

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	286,571		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 286,571	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 286,571		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年8月31日現在)	S 27,400,750
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	1.05
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	0.92

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年8月11日	普通株	900	処分	(貸借)
2005年8月12日	普通株	100	処分	(貸借)
2005年8月17日	普通株	7,000	処分	(貸借)
2005年8月18日	普通株	3,500	処分	(貸借)
2005年9月2日	普通株	14,300	処分	(貸借)
2005年9月9日	普通株	20,000	取得	(貸借)
2005年9月12日	普通株	4,000	取得	(貸借)
2005年9月13日	普通株	11,200	取得	(貸借)
2005年9月15日	普通株	2,400	処分	(貸借)
2005年9月20日	普通株	4,800	取得	(貸借)
2005年9月21日	普通株	10,000	取得	(貸借)
2005年9月26日	普通株	4,900	取得	(貸借)
2005年9月27日	普通株	900	処分	(貸借)
2005年9月28日	普通株	3,000	取得	(貸借)
2005年9月29日	普通株	1,700	取得	(貸借)
2005年10月3日	普通株	500	取得	(貸借)
2005年10月5日	普通株	5,000	処分	(貸借)
2005年10月6日	普通株	2,000	処分	(貸借)
2005年10月7日	普通株	599	処分	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 285,301株の借入

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	4,127
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	4,127

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,569,680		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 1,569,680	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 1,569,680		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年8月31日現在)	S 27,400,750
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	5.73
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	2.89

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年8月9日	普通株	1,100	処分	(一部貸借)
2005年8月10日	普通株	88,530	処分	(一部貸借)
2005年8月11日	普通株	2,270	処分	(一部貸借)
2005年8月12日	普通株	50,500	取得	(一部貸借)
2005年8月15日	普通株	75,200	取得	(一部貸借)
2005年8月16日	普通株	43,730	処分	(一部貸借)
2005年8月17日	普通株	1,800	処分	
2005年8月18日	普通株	23,000	処分	(貸借)
2005年8月19日	普通株	2,300	処分	(一部貸借)
2005年8月22日	普通株	7,200	処分	(一部貸借)
2005年8月23日	普通株	3,800	処分	
2005年8月24日	普通株	18,570	処分	(一部貸借)
2005年8月25日	普通株	26,600	処分	(一部貸借)
2005年8月26日	普通株	44,700	取得	(一部貸借)
2005年8月29日	普通株	41,400	取得	(一部貸借)
2005年8月30日	普通株	231,730	処分	(一部貸借)
2005年8月31日	普通株	378,840	処分	(一部貸借)
2005年9月1日	普通株	7,600	処分	(一部貸借)
2005年9月2日	普通株	2,300	取得	
2005年9月5日	普通株	290,000	取得	(一部貸借)
2005年9月6日	普通株	29,900	処分	(一部貸借)
2005年9月7日	普通株	21,150	取得	(一部貸借)
2005年9月8日	普通株	2,000	取得	
2005年9月9日	普通株	8,900	処分	(一部貸借)
2005年9月12日	普通株	3,800	取得	(一部貸借)
2005年9月13日	普通株	20,070	取得	(一部貸借)
2005年9月14日	普通株	2,000	処分	(一部貸借)
2005年9月15日	普通株	29,500	取得	(一部貸借)
2005年9月16日	普通株	10,190	取得	(一部貸借)
2005年9月20日	普通株	7,400	取得	(一部貸借)
2005年9月21日	普通株	12,000	取得	(一部貸借)
2005年9月22日	普通株	52,600	取得	(一部貸借)
2005年9月26日	普通株	24,400	取得	(一部貸借)
2005年9月27日	普通株	20,810	取得	(一部貸借)
2005年9月28日	普通株	49,900	取得	(一部貸借)
2005年9月29日	普通株	2,100	取得	(一部貸借)
2005年9月30日	普通株	38,250	処分	(一部貸借)
2005年10月3日	普通株	44,540	取得	(一部貸借)
2005年10月4日	普通株	67,550	取得	(一部貸借)
2005年10月5日	普通株	51,300	取得	(一部貸借)
2005年10月6日	普通株	17,700	取得	(一部貸借)
2005年10月7日	普通株	135,850	取得	(一部貸借)

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治2年12月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	530,550		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 530,550	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 530,550		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年8月31日現在)	S 27,400,750
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	1.94
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.92

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年8月19日	普通株	10,000	処分	(貸借)
2005年8月29日	普通株	5,000	処分	(貸借)
2005年8月30日	普通株	170,000	処分	(貸借)
2005年8月31日	普通株	52,700	処分	(貸借)
2005年9月1日	普通株	3,000	処分	(貸借)
2005年9月6日	普通株	117,000	処分	(貸借)
2005年9月7日	普通株	24,000	取得	(貸借)
2005年9月9日	普通株	17,000	処分	(貸借)
2005年9月16日	普通株	2,400	取得	(貸借)
2005年9月20日	普通株	10,100	処分	(貸借)
2005年9月26日	普通株	6,000	処分	(貸借)
2005年9月27日	普通株	12,200	処分	(貸借)
2005年9月28日	普通株	17,310	取得	(貸借)
2005年9月29日	普通株	26,000	処分	(貸借)
2005年9月30日	普通株	23,310	処分	(貸借)
2005年10月4日	普通株	43,700	取得	(貸借)
2005年10月5日	普通株	53,600	取得	(一部貸借)
2005年10月6日	普通株	40,000	取得	(貸借)
2005年10月7日	普通株	39,400	取得	(一部貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 530,100株の借入

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	1,303
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	1,303

第2【提出者に関する事項】

4【提出者(大量保有者) / 4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 8 年 2 月 6 日
代表者氏名	土岐 大介
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			409,100
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 409,100
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	409,100	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年8月31日現在)	S	27,400,750
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		1.49
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		2.03

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年8月12日	普通株	32,700	処分	
2005年8月15日	普通株	50,000	処分	
2005年8月16日	普通株	54,400	処分	
2005年8月17日	普通株	17,400	処分	
2005年8月18日	普通株	65,000	処分	
2005年8月19日	普通株	150,000	処分	
2005年8月22日	普通株	79,100	処分	
2005年8月23日	普通株	24,100	処分	
2005年9月13日	普通株	4,100	処分	
2005年9月14日	普通株	2,000	処分	
2005年9月21日	普通株	78,200	処分	
2005年10月4日	普通株	49,300	処分	
2005年10月7日	普通株	13,900	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.
- (2) Goldman Sachs International
- (3) Goldman Sachs & Co.
- (4) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）	2,386,801		409,100
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 2,386,801	N	O 409,100
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 2,795,901		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 17年8月31日現在)	S 27,400,750
上記提出者の 株券保有割合（%） (Q/(R+S)×100)	10.20
直前の報告書に記載された 株券保有割合（%）	7.75

15 November 2004

TO: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan :

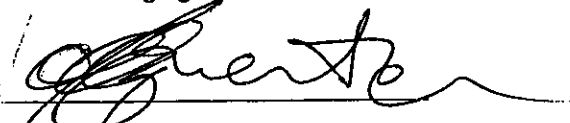
1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 15th day of November 2004.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: 
Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

By: 
Name: Oliver S. R. Buxton
Title: Assistant Secretary

(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドに関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は2004年11月に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(署名)

マネージング・ディレクター

(署名)

アシスタント・セクレタリー

October 25, 2004

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Japanese Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman

Title: Chief Compliance Officer

Address: 30 Hudson Street, 27th Floor
Jersey City, NJ 07302
United States of America

(訳文)

2004年10月

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド
東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ 森タワー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー

(署名)

ロジャー・エス・ビーゲルマン
チーフ・コンプライアンス・オフィサー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302
ジャージーシティ、ハドソンストリート 30 27 階

年 月 日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区六本木6丁目10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

住所： 東京都港区六本木6丁目10-1
六本木ヒルズ森タワー

商号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長 土岐 大介

